

4 この政令の施行前に購入者又は役務の提供を受ける者が法第二条第二項第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入する契約を締結した追加指定商品若しくは追加指定権利又は受領する契約を締結した追加指定役務に係る分割返済金又は弁済金については、法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前に購入者又は役務の提供を受ける者が法第二条第三項各号に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入する契約を締結した追加指定商品若しくは追加指定権利又は受領する契約を締結した追加指定役務に係る支払分又は弁済金については、法第三十条の四及び第三十条の五の規定は、適用しない。

(前則) 第三條 この政令の施行前にした行為に対する前則の適用については、なお従前の例による。

厚生大臣 坂口 力
通商産業大臣 平沼 赳夫
運輸大臣 林 寛子
建設大臣 林 寛子
内閣総理大臣 森 喜朗

中小企業経営革新支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十二月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第五百十五号

中小企業経営革新支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業経営革新支援法施行令（平成十一年政令第二百一十号）の一部を次のように改正する。
第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(特定業種)

第四条 法第十条第一項の特定業種は、次のとおりとする。

- 一 清酒製造業
- 二 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
- 三 船舶（総トン数が一万トン以上のものを除く。）、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 中央省庁等改革のための経済産業省関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。
（第百十二条のうち、中小企業経営革新支援法施行令第五条第一項の改正規定中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項第一号の改正規定中「第五条第二項第一号」を「第六条第二項第一号」に改める。

大蔵大臣 宮澤 喜一
通商産業大臣 平沼 赳夫
運輸大臣 林 寛子
内閣総理大臣 森 喜朗

御名 御璽

平成十二年十二月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第五百十六号

児童虐待の防止等に関する法律の一部の施行期日等を定める政令

内閣は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

児童虐待の防止等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

厚生大臣 坂口 力
内閣総理大臣 森 喜朗

省 令

○厚生省令第四百四十四号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十号）及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第五百八号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十二月十三日

厚生大臣 坂口 力

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第五条ノ二中「第七十九条第一項及第七十九条ノ二第一項」を「第七十八条第一項及第七十九条第一項」に改め、「書面」の下に「以下納入告知書ト称ス」を加える。
第五条ノ三の次に次の三条を加える。

- 一 申出二係ル被保険者ノ氏名及生年月日
- 二 申出二係ル被保険者ノ被保険者証ノ記号及番号
- 三 事業所ノ名称及所在地
- 四 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）又ハ地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）ニ基ク育児休業（以下育児休業ト称ス）ヲ開始シタル日
- 五 育児休業ニ係ル子ノ氏名及生年月日
- 六 育児休業ヲ終了スル日（以下休業終了予定日ト称ス）

前項ノ規定ニ依リ申出ヲ為サントスル事業主ニ使用セラルル被保険者ガ厚生年金保険ノ被保険者ナル場合ニ於テハ同項ノ申出書ニ基礎年金番号ヲ付記スベシ
被保険者休業終了予定日ヲ変更シタルトキ又ハ休業終了予定日前ニ育児休業終了シタルトキハ当該被保険者ヲ使用スル事業主ハ滞滞ナク之ヲ社会保険事務所長等又ハ組合ニ届出ツベシ
第二項ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ準用ス

第五条ノ五 法第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ申出ヲセントスル納付義務者（事業主ニ限ル）ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申出書ヲ社会保険事務所長等ニ提出スベシ
一 事業所ノ名称及所在地
二 預金口座又ハ貯金口座ノ番号及預金又ハ貯金ノ種別
三 納入告知書ヲ送付スル金融機関ノ店舗ノ名称及所在地

第五条ノ六 社会保険事務所長等ハ法第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ申出ヲ承認シタルトキハ同条ノ金融機関ニ対シ保険料ノ納付ニ必要ナル納入告知書ヲ以テ納入ノ告知ヲ為スベシ
第七条中「第七十八条第三項」を「第七十七条第三項」に改める。
第十五条ノ四を削る。

第十六条第一項中「第七十九条第一項又ハ第七十九条ノ二第一項」を「第七十八条第一項又ハ第七十九条第一項」に改める。
第十六条ノ三及び第十六条ノ四第一項中「第七十九条ノ二第一項」を「第七十九条第一項」に改める。
第二十五条ノ二に次の一号を加える。

五 其ノ他厚生大臣ノ定ムル事項
第三十条中「左ニ掲グル書類ヲ添付」を「事業所ノ編入又ハ削除ニ付令第六十七条第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添付」に改め、同条各号を削る。